

マイナンバーカード 交付・申請の夜間窓口開設

市は、平日業務時間内に来庁が難しい人などを対象に、夜間窓口を開設します。

- とき／8月18日(火)・20日(木) いずれも午後5時15分～7時30分
- ところ／窓口サービス課
- 内容／マイナンバーカード交付・申請受付、電子証明書更新
- 問合せ／同課 (☎47-8764) へ



マイナちゃん

8月中旬に通知書を送付 国民健康保険料の料率を決定

令和2年度の国民健康保険料の料率および最高限度額が下表のとおり決まりました。年間保険料は、この料率をもとに算定された「所得割」「資産割」「均等割」「平等割」を合計した金額となります。

市は、各世帯の保険料をお知らせする「保険料変更(決定)通知書」と4期(8月)からの保険料納入通知書を、8月中旬に郵送します。なお、4期から10期までの保険料は、年間保険料からすでに納付済みの1期から3期分を差し引いて、7回に分けた金額となっています。

詳しくは、国保医療課国民健康保険グループ (☎47-8132) へ。

令和2年度 国民健康保険料率

		医療分	後期高齢者 支援金分	介護分 (40～65歳未満)
所得割	基準総所得金額※の	7.00/100	2.24/100	1.90/100
資産割	土地・家屋にかかる固定 資産税額の	6.00/100	1.80/100	2.30/100
均等割	被保険者1人につき	24,700円	8,000円	8,800円
平等割	1世帯につき	20,000円	6,800円	5,300円
最高限度額		630,000円	190,000円	170,000円

※税法上の総所得金額から基礎控除額を差し引いた額

各種手当の現況届などの提出を!

市は、特別障害者手当や児童扶養手当などの手当を受けている人(所得制限で支給停止の人を含む)に、現況届などを郵送します。必要事項を記入・押印のうえ、期日までに提出してください。提出は、平日のみ(児童扶養手当のみ一部土日も)受け付けます。

なお、期限までに提出がない場合、手当の支給が停止となります。また、この手続きを2年間しないと受給権が消滅しますので、ご注意ください。

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当

- 郵送時期／8月上旬
- 提出期間／8月12日(水)～9月11日(金)
- 提出場所／障がい福祉課
- 問合せ／同課 (☎47-7298) へ

児童扶養手当、特別児童扶養手当

- 郵送時期／児童扶養手当は7月下旬、特別児童扶養手当は8月上旬
- 提出期間／児童扶養手当の現況届＝8月3日(月)～31日(月) 特別児童扶養手当の所得状況届＝8月12日(水)～9月11日(金)
- 提出場所／子育て支援課
- 備考／児童扶養手当のみ、8月29日(土)・30日(日)の午前10時～午後3時に同課でも受付
- 問合せ／同課 (☎47-7092) へ



8月10日(月・祝)は ごみ収集を休みます

8月10日は、祝日「山の日」のため、すべてのごみ収集を休みます。

この日が「もえるごみ」「もえないごみ・ペットボトル」「プラスチック製容器包装」の収集日の区域は、8月13日(木)に振り替えて収集します。



詳しくは、クリーンセンター (☎89-4124) へ。

介護保険料の 通知書を郵送します



市は、65歳以上の人に、令和2年度介護保険料の通知書(本算定)を郵送します。通知書が届いたら、保険料や納め方(特別徴収または普通徴収)を確認してください。詳しくは、介護保険課 (☎47-7406) へ。

＜特別徴収＞

- * 対象／老齢(退職)・遺族・障害年金が年額18万円以上の入
- * 通知書／9月中旬に郵送
- * 納付方法／年金から天引き

※原則、年額18万円以上の年金を受給している人は年金天引ですが、年度途中で65歳になった人や、他の自治体から転入した人などは、一時的に普通徴収での納付となります

＜普通徴収＞

- * 対象／老齢(退職)・遺族・障害年金が年額18万円未満の入
- * 通知書／8月中旬に郵送
- * 納付方法／納付書または口座振替

※保険料を滞納すると、督促状が発行され、督促手数料や延滞金がかかる場合があります。また、滞納期間に応じて、介護保険サービス利用時の自己負担額が3割(所得の高い人は4割)となるなどの給付制限措置が行われますので、ご注意ください

令和2年度 所得段階別の年間介護保険料

所得段階	対 象	保険料率	年間保険料
第1段階	①生活保護受給者・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人など ②世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額を合わせた額が80万円以下の人など	基準額×0.30	20,952円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額を合わせた額が80万円を超え、120万円以下の人など	基準額×0.50	34,920円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階または第2段階に該当しない人など	基準額×0.70	48,888円
第4段階	世帯に市民税課税の人がいるが、本人は非課税で、課税年金収入額と合計所得金額を合わせた額が80万円以下の人など	基準額×0.90	62,856円
第5段階	世帯に市民税課税の人がいるが、本人は非課税で、第4段階に該当しない人など	基準額	69,840円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人など	基準額×1.20	83,808円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の人など	基準額×1.30	90,792円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の人など	基準額×1.50	104,760円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が300万円以上500万円未満の人など	基準額×1.70	118,728円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上700万円未満の人など	基準額×1.75	122,220円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が700万円以上900万円未満の人など	基準額×1.80	126,712円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が900万円以上の人	基準額×1.90	132,696円